

様式第2号（第5条関係）

25年 8月 9日

出張報告書

栗山町議会議長 鵜川和彦様

栗山町議会議員 八木橋義則 

このたび、下記のとおり出張いたしましたので報告します。

記

- 1 期 日 平成25年 7月 26日 ～ 平成25年 7月 28日まで
- 2 旅行先 東京都千代田区一番町9-7-6F^{*} 法政大学市ヶ谷キャンパス
- 3 目的 市民と議員の条例づくり交流会議
- 4 関係書類 別紙のとおり

日 時	平成 25 年 7 月 26 日 15:30 ~ 17:30
視 察 先	衆議院議員 稲津 久 東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館 413号室 衆議院議員 渡辺 孝一 東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館 520号室
調査事項	TPP交渉参加について
対 応 者	① 稲津 久 衆議院議員 ② 渡辺 孝一 衆議院議員
1. 視察目的 2. 視察内容 ①背景 ②特徴 3. 主な質疑 4. 考 察 (感想、政策提言、課題など)	マレーシアで7月15日～25日に開かれた環太平洋連携協定(TPP)の第18回交渉会合に、日本は12番目のメンバーとして初めて参加したが、この中で日本は米国など先行11か国から、これまでの交渉経緯に関する説明を聞き、TPP交渉の全体像を初めて把握。8月22日～30日にブルネイで開かれる次の第19回交渉会合以降で、コメなどの重要品目を関税撤廃から除外することをはじめ、日本の具体的な主張を展開する見通いです。 TPPは、米国をはじめ、オーストラリア、カタダなどアジア太平洋地域の国々が結ぼうとする自由貿易協定です。日本が加わると世界の国内総生産(GDP)の4割近くを占める巨大な経済圏になる一方、高水準の貿易自由化をめざしているため、参加国の経済や国民生活に大きな影響があると考えられているのが現状です。 安倍晋三首相は、「日本の国益となるだけでなく、世界に繁栄をもたらす、この地域の安定にも貢献する」と、農業を守るなどを前提に、TPP交渉参加に踏み切りました。 18回目の交渉会合から参加した日本は、貿易や投資のルールづくりの遅れを懸念材料としていました。今回の交渉会合に臨んだ日本政府の鶴岡公二首席交渉官は、日本の基本的立場を各国に説明したほか、交渉に関する大量の情報が得られたことを踏まえ、「実質的な議論に加わることはまだまだ可能だ」と強調しています。

日 時	平成 25 年 7 月 27日 13:00 ~ 18:00 28日 10:00 ~ 15:00
視 察 先	東京都千代田区一番町9-7-6F 法政大学市ヶ谷キャンパス
調査事項	市民と議員の条例づくり交流会議
対 応 者	廣瀬克哉(法政大学市民と議員の条例づくり交流会議代表運営委員)
1. 視察目的 2. 視察内容 ①背景 ②特徴 3. 主な質疑 4. 考 察 (感想、政策提言、課題など)	議会基本条例の制定という、議会改革の手法が拡がり始めたそれまでの時期から一歩進んで、ここからは議会改革の成果が問われるという課題意識のもとで、今年はいすゞに都道府県議会の過半数、市議会の3割以上が議会基本条例を制定し、全国400以上の自治体で議会報告会を開催されている状況の中にある議会改革に取り組むこと自体は普及したが、その成果が期待された内容になっているかどうか。それによって政策がどのように良くなったか。その成果の具体例を紹介し、広く共有することを目指している。 政策決定には大いがある。大きな事業の採否やその内容の策定、自治体全体の将来を描く基本構想や基本計画の改定などをめぐって、賛否が分かれ、選択が問われるような「いざという時に」、議会の決定の重みは自ずと浮かび上がってくる。そういう場面で、市民と対話を重ねながら、時として行政からの提案を否定したり、修正したりしながら自治体の政策方針が決まるような場面は、議会改革の成果を分かりやすく伝えてくれる。 他方、小さな日常的な政策決定は、議会という場で決着がつけられる。大多数が、首長提案の原案可決というのが統計的な事実である。しかし、それについて、しっかりと議会の場での検証を経ているから大丈夫だと納得できるものである必要がある。原案可決という小さな決定は、事件にならず注目を集めないが、それが集積した全体としては自治体の政策の実質的な内容の大半を占めている。それについて市民に伝えることは容易なことではない。 議会報告会への参加者が拡がらない。議会になかなか関心を持ってもらえない。

ないという悩みをかかえている自治体は少なくない。それに対する打開策のひとつが、多様なチャネルを通じて丁寧に情報発信をしていくことであり、政策決定の過程に関する情報を市民に対して開きながら、政策決定の論点を理解してもらうことである。また、市民と議員の直接対話の場における市民からのアプローチ、市民と議員の対話を媒介し、促進するスキルを持った人を立てるといった手法なども、状況と打開する結果につながっていくことが期待される。

パネルディスカッション

「復興と議会」

震災前から議会改革に熱心だった議会は、被災後どのような対応をとり、その後の復旧・復興過程にどのようにかかわってきたのか。

① 東日本大震災への対応

前半では各パネリストが所属する議会での東日本大震災への対応が詳細に報告された。まず、藤原氏から被災直後の3月15日には全議員による大震災対策調査特別委員会を設置し、4月には現地調査を実施したことが紹介された。

そして震災復興計画を議決した後の10月には大震災対策調査特別委員会を改組し、5部門体制による復興対策調査特別委員会を設置して現在、活動していることが報告された。

菅野氏からは、市議会議員19名中2名が、議会事務局4名中、事務局長、局長補佐も死亡するという痛ましい状況にあったことが紹介された後、復興計画の議決事件化に対しては市長から「スピート感が損なわれる」と反対があり、議員の中でも消極的な意見があった中、法政学・廣瀬克哉教授など要識者からの助言も得ながら説得してゆき、10月の時点で、議会基本条例改正によって復興計画を議決事項とするに至ったことが報告された。

小黒氏からは議員が各地に散らばる避難所を回って「懇談会」を開催し、住民の批判を浴びながら住民意見のとりまとめを行った活動が紹介され、こうした方法を取る上で、会津若松市議会の視察で学んだ政策形成サ1741のことが参考になったと報告された。

以上の報告を受け、中盤では会場の参加者へコーディネーターより「東日本大震災のよう

な状況になったときは、それぞれの自治体では復興計画を議決せよとあるのか」との問いかけが行われた。参加者の挙手による回答では「スピード感が遅くなってきている。議決事件にするべき」と割、「スピード感が遅くなっているからやむを得ない」と割弱、「判断がつかない」と割強」という結果となった。

② 復興計画への議会のかかわり

続く後半では参加者との質疑応答が行われ、議会として「災害前」にやっておくべきことは何か、総合計画と復興計画の整合性はいかに図るのか、専門的機関との連携はどう図るのか、そして長期の行政計画も議決して議会と連携を促す上での問題点は何か、などが問いかけられた。

これらに対して、藤原氏からは基本計画を議決化する条例を定めることが「自盾」であるとして、「対口支援」の関係も事前に組んでおくことの大切さが指摘された。

菅野氏は専門的知見の活用について、議会事務局、特に局長に「議会の力量を上げる」という対応・視点が求められると指摘し、合わせて、現在の地域防災計画には議会・議員の位置づけがないことが問題であり、事前準備として明確に位置づけ、行政と議会の役割を分けておくべきと提言された。

そして、小黒氏からは、浪江町では復興計画を総合計画の一環として制定することで整合性を担保している状況が報告され、平素からの防災対策として事前に議会に被災時に作業を分担して担う議員の「班」を作っておく必要性が指摘された。

最後にコーディネーターより「復興は10年もの」であり、中間整理をする場をいすれ設けてゆく提起され、終了した。

第1分科会

「市民と議会の対話とコミュニケーションツール」

テーマ

- ・対話の場でどのように議会報告会をつくらしていくのか？
- ・目的のためにいろいろな道具を効果的に使いこなすには、
- ・対話と情報共有を自治体の政策にどう反映していくか。

やっやよかった議会報告会、あつよかった自治体議会、地域に對話と討論の広場をつくらうこと、議会改革はためのためにあるのかを確認したい。と、市民の感心ある地域の課題をテーマに取り上げて市民との意見交換が必要と考えられる。又、議会報告会での進行役を才者的人方にお預けする工夫が必要と見られます。

市民からの質疑には出来るだけ回答すること取らなくては信頼関係が弱く返答できない内容であっても検討させて貰う又は一般質問の課題にさせて頂く等、市民の発言が無にさせないことが信頼に繋がり又答加して見ようとなります。

交流会議に
参加しての所感

2001年から始まった交流会議、年に一度、年間活動の最大集約点、各地の経験や実践、知恵と工夫をもちより、交流するために、それぞれの思いを詰め込んだ企画・イベントでした。大いに議論・交流・提起しながら、各地の活動・実践へと活かされた交流会議に参加させて頂き栗山町議会基本条例の制定は全国の先頭になって更なる議会改革に取り組んでいく大きな使命と責任があります。従って今後も尚一層の議会モニターの皆様をはじめサポーター(専門的知見)の皆様の協力添え賜りながら市民から信頼される議会を目指していく決意であります。

追伸

大船渡市議会には東日本大震災による貴重な経験も踏まえ、今後発生が懸念される大地震等の災害において、大船渡市災害対策本部(以下「市本部」という)と連携し、災害対策活動を支援するとともに、被災者と情報共有・連携・相談等を行うため、大船渡市議会災害対応指針を定める。

大船渡市議会災害対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大船渡市議会災害対策会議(以下「災害対策会議」という)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

大船渡市議会災害時行動マニュアルを作成する等、今後の災害発生時に対する各議員との連携、議会事務局及び議長との連携プレーのマニュアル化に共励する。